

第百十二号議案

東京都給水条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都給水条例の一部を改正する条例

東京都給水条例（昭和三十三年東京都条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十九条第一項ただし書中「第二号及び第三号に掲げる申込者で」を削り、「もの、第五号に掲げる申込者並びに」を「申込者及び」に改め、同条第二項中「同項ただし書に規定する」を削る。

第三十二条第六号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）の施行による水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の改正に伴い、規定を整備するほか、手数料に関する規定を改める必要がある。